

昭和六十一年厚生省令第五十四号

厚生労働省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十六条第三項の規定を実施するため、厚生省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則を次のように定める。
厚生労働大臣がその職員に携帯させる化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第四十四条第四項の証明書は、別記様式によるものとする。

別記様式の表（新）

128mm

第 号 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 44条第1項及び第3項の規定による立入検査等を 行う職員の身分証明書		写 真
所属庁	年 月 日 生	
氏 名	年 月 日 発 行	
有 効 期 間		
厚 生 労 働 大 臣	印	

別記様式の裏(新)

裏

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)抜すい	
<p>(立入検査等) 第44条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第3条第1項第4号から第6号まで又は第5条第4項の確認を受けた者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。 (第2項略)</p> <p>3 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第34条に規定する者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。 4 前3項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 (第5項から第8項まで略)</p>	<p>9 第1項から第3項までの規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (第一号から第三号まで略) 四 第44条第1項から第3項までの規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 第61条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 (第一号及び第二号略) 三 第58条第3号、第59条又は前条 各本条の罰金刑</p>

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年一月八日厚生省令第一号）

この省令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第四十四号）の施行の日（昭和六十二年四月一日）から施行する。

附 則（平成一一二年一〇月一〇日厚生省令第二二七号）抄

（施行期日）（平成一一二年一〇月一〇日厚生省令第二二七号）抄

（施行期日）（昭和六二年一月八日厚生省令第一号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（平成一六年三月二四日厚生労働省令第三三号）

この省令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十九号）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附 則（平成二二年三月五日厚生労働省令第二四号）

この省令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十九号）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

附 則（平成二二年九月二二日厚生労働省令第一一〇五号）

この省令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十九号）の一部の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。